

平成25年度第1回岸和田市環境審議会 会議録

承認		事務局						≪開催日時・場所≫ 平成26年1月20日(月) 14:30~17:00 岸和田市立産業会館 2階集会室	
会長	表委員	環境部長	環境保全課長	参事	担当長	主査	担当		
済	済								
≪出席者≫ 環境保全審議会委員：20名中17名									
池田委員	石田委員	泉原委員	泉本委員	大家委員	表委員	川瀬委員	佐久間委員	佐藤委員	高原委員
○	○	○	○	○	○	—	○	○	○
竹中副会長	谷口委員	常道委員	西岡委員	原委員	屋馬委員	松井委員	山田委員	吉田会長	吉野委員
○	—	○	○	—	○	○	○	○	○
報告者・理事者・事務局	(報告者) 岸和田市環境審議会生物多様性地域戦略部会：中島部会長 (理事者) 西岡環境部長 (事務局) 環境保全課：松田課長、西村参事、山本参事、倉橋担当長、坂本主査、芝野担当員 生活環境課：高野参事								
傍聴人	2名								
≪案件概要≫ ＜報告事項＞ ・ 岸和田市における環境施策について（年次報告） ・ 岸和田市生物多様性地域戦略（案）について（中間報告） ＜諮問事項＞ ・ 岸和田市環境保全条例に基づく指定事業所の一部見直しについて ・ 岸和田市環境保全条例に基づく汚水に係る規制基準（排出基準）に係る項目の許容限度の見直しについて									

《内 容》

別紙次第のとおり進行

● 市長あいさつ

信貴市長公務のため、西岡環境部長による挨拶文の代読。（あいさつ後、環境部長退席）

● 自己紹介

● 審議会会長及び副会長の選出

岸和田市環境審議会規則第4条の規定により、委員互選の結果、吉田委員を会長に、竹中委員を副会長に選出。

● 審議会会長及び副会長あいさつ

— ・ — ・ — 議 事 — ・ — ・ —

● 諮問

西村環境保全課参事より吉田会長へ諮問（諮問書2件を提出）

● 議事録の確認委員の指名

議事録の確認は、吉田会長、表委員で行う。

● 報告事項1「岸和田市における環境施策について（年次報告）」

（会長）

1件目の「岸和田市における環境施策について」、事務局より説明をされたい。

〔事務局より説明〕

（会長）

ただいまの事務局の報告に対して意見・質問があればお願いしたい。

（委員）

重点施策の中で平成24年度から生物多様性地域戦略の策定に着手したとの説明があったが、環境白書に戦略についての記述がない。

（会長）

事務局いかがか。

（事務局）

この後、報告事項として生物多様性地域戦略の中間報告を予定しているが、現時点でその内容を白書として公にできる状況ではない。

（委員）

24年度に策定に着手して、策定委員会、専門部会を何度も開いている事実がある。誇りにして良い先駆的な取り組みであり、環境白書に記述すべきである。

（事務局）

委員指摘のとおり、公にできる事実として戦略策定に着手したという記述を書き加える。

（会長）

白書以外で戦略について情報を得る方法はあるか。

(事務局)

戦略については既に本審議会に諮問している。専門部会で審議されているが、規則によりその会議記録を公開することが義務づけられている。市のホームページから入手することができる。また、市役所の情報公開コーナーでは記録とともに資料の閲覧が可能である。さらに、市民参加を図るため案の段階で一般の意見を求めるパブリックコメントの実施を予定している。

(委員)

戦略についての委員会、部会は25年度に入って開かれている。24年度の環境白書には戦略策定に着手したという書き方が適切であると思う。つぎに、人工海浜の目標年度が平成26年度となっているのに数値がゼロとなっている。24年度、25年度の時点でゼロという状況の説明あるいは今後の見込みを言及できないか。

(事務局)

阪南2区の整備計画として設定された年度、数値であり、進行中の事業のため埋立て権者による数値の公開を待って、環境白書に記載したいと考えている。

(委員)

そういう書き方でよいから記述できないか。25年度、26年度の白書では説明を求められるだろう。市として無関心ではない、関わっているという姿勢を示すことができる。

(委員)

自然再生プロジェクトの実施で身近な自然調査というのがあるが、どのように保管するのか。気候変動などが昆虫に影響しているので、20年後、30年後どうなっているかを比較するときにはこのような調査が役に立つ。

(事務局)

市内12カ所で調査したことを冊子にまとめている。内容については市のホームページに掲載している。

(委員)

携帯のアプリを通じてそうしたデータを収集していると耳にしたことがある。

(会長)

データの収集、保管が今後必要とされるということである。市民の意見を聞く場はあるか。

(事務局)

昨年のきしわだ環境市民会議の総会の場で、自然環境部会が身近な自然調査の発表をした。

● 報告事項2「岸和田市生物多様性地域戦略（案）について（中間報告）」

(会長)

2件目の「岸和田市生物多様性地域戦略（案）について」だが、まず事務局に説明させ、その後中島部会長より専門部会での審議状況の報告を求めたい。

〔事務局より説明〕

(会長)

続いて中島部会長より報告をお願いしたい。

(部会長)

会議の場ではたくさんの意見があった。まず、岸和田市は全国に先駆けて戦略を策定しようとして

いる市であることを評価してほしい。全国で戦略を策定済みの自治体は17、策定中の自治体は25なので、このわずか42の自治体の一つになろうとしている。先行事例が少ないので、自分たちで編み出す苦労があった。

特徴はいくつかある。

一つ目の特徴は、環境問題を扱う資料は危機を煽るものが多いが、脅し論法ではなく皆が主体的、積極的に前を向いて無理なく受け止められるように、デメリットだけでなくメリットを数多く表現するよう努めている。地域の利益のために自ら行動したくなる表現になっている。

二つ目の特徴は、全員が主体であるということを明確にした運営管理を提案している。市民誰もが貢献できる要素があることを明示した。普段の行動で間接貢献できることを示し、直接貢献する仕組みも準備している。行政には、市民の行動に対して情報や場を提供する役割を求めている。岸和田市には市町村として極めてレベルの高い研究機関がある。それが自然資料館で、専門の学芸員が研究活動をしている。高いポテンシャルを利用し、住民個人が意見できる仕組みができています。

三つ目の特徴は、岸和田市の自然の過去と今を比較している。今の悪い面だけでなく、良い面をわかりやすく表現するよう努めている。一般的には、自然度の高い方を優先的に守り、低い方を後回しにするという傾向がある。農地、都市、海浜など場所別の自然について、自然度の多寡に関係なくその利点を示すことで、自分が住んでいる場所、働いている場所でイニシアチブを喚起しやすいような表現に努めている。

四つ目の特徴は、自然を守る行為は人工的なものであり規制が多いが、場所によっては緑化によって得られる多様性を否定しない。場所によって使い分けするよう提案している。個人でも貢献できる場所があるという表現になっている。

五つ目の特徴は、戦略を見直す仕組みを持たせようとしている。タイトルに作成年の2014を表記している。変わっていかねばならないと言っている。

六つ目の特徴は、岸和田市が過去に蓄積したデータを大事にしている。資料館の監修、評価による一覧表を提示するなど、わかりやすく表現するよう努めている。特に、市民の貢献活動の達成度や効果がわかりやすくなる表現に努めている。

総括すると、内容の理解に専門知識が必要とされるものはと市民にとって使える資料ではない。専門的な正確性を欠くことなく、平易で正確な表現をしている。市民が喜んで野外参加できる表現となるよう工夫している。方向性については、自然、人間の計画、歴史文化すべてを大切にすることということで、生物多様性地域戦略を管理実行する内容になっていることを報告する。

(会長)

コンパクトかつわかりやすい説明であった。審議に参加した二人の委員から意見はないか。

(委員)

専門部会で議論する中で、市の山の上から中腹の里山、平地の農地、さらに海までがつながっているというなかでの生物多様性、さらに地球上のいろいろな生態系とリンクしているということで、見方としておもしろいものになった。山の上では天然記念物の南限のぶな林があり、里山では人との関わりがある。文化が関連するということで、人と自然とのバランスをうまく実現するような戦略になっている。

(委員)

基本的なこととして、生物多様性地域戦略、自然保護は、開発、環境、暮らしと違うところにある

のではない。岸和田を暮らしやすい場所にするためには、道路や水道が必要とされるように自然が必要ということ。そうでないいろいろなものを楽しめる子供たちが育たない。そういう子供たちが育たない中では、自然、地球を守れない。散歩の途中で楽しめる自然、暮らしの中で生物多様性は必要ということを行っている。もう一つは、戦略を進めるのは環境部局だけではできない、いろいろな部局が連携するなかではじめて可能となる。庁内の委員会でもいろいろな意見があったと聞いている。環境部がリーダーシップを取るには、行政だけでなく市民、学校が関わって叱咤、激励されないと進んでいかない。市の自然レベルを行政がしっかり把握する必要がある。永続的に記録されていく場所をきちんとしていかなければならない

(部会長)

一言説明を加えたい。生物多様性が高い状態になると食物連鎖があるので、例えば農薬を減らせる農作物ができることで市民に安定した食事を提供出来るような素地が高まっていくというような表現をちりばめている。環境と自然は同事に進んでいくことができるという表現になるように努めている。

(会長)

戦略の全文が示されていないのでわからない部分もあると思うが、ほかに意見はないか。

(委員)

民間参画など先進的な事例になる可能性があると思う。さらに推進転換していく中で、生物多様性自治体ネットワークというのがあり、130程度の市区町村が情報交換している。参加する予定はあるか。

(事務局)

はじめて耳にした。検討したい。

(会長)

広域的な面から意見をいただいた。あらためて岸和田の位置づけ、身近な財産としてだけでなく広域的に大切な公共財、環境財として位置づけられ、市民の誇りにもつながる積極的な意見であった。市民に対してメッセージ性の高い内容であるが、ほかに意見はないか。

(委員)

市民の立場で参加している。資料の中には難しい表現もあるが、市民のための戦略ということがわかった。私が環境に興味をもったきっかけが春木川。川に親しんだ子供の時期から15年くらい経ち、いまでは護岸が整備されて近づけない。子供の頃に少し危険な目にあって、大人になって指導できる立場になる。その意味で河川は学ぶ場でもある。今では近づけない状況で子供にとって学ぶ機会がない。学ぶ場としての環境を残してほしいという気持ちがある。岸和田にはいくつかの河川が流れているが、どのように整備が進むか知りたい。

(事務局)

岸和田には津田川、春木川、牛滝川などの河川があるが、大阪府が管理している。市民の生命と安全を守ることが第一になるが、今後の河川の整備については生物多様性にも配慮して整備するよう府に要望する。

(会長)

先ほどの広域での連携ということとも関係するが、他の自治体と連携しながら取り組むという回答であると受け止めた。次の意見をお願いしたい。

(委員)

自主学習グループで30年間、生物の環境事象として5年毎にたんぼ調査をしてきた。大気汚染を生物の面から見るため、関空開港前に墓石に生息する地衣類の調査をした。岸和田市は海から山にかけて環境がかわっていく細長い土地で、環境の良くない町中から自然にめぐまれたところまでデータを集めた。春木川の上流から下流まで水生昆虫を調べ、最近では丸山古墳の蝶々を調査した成果がある。そうしたデータを引き継ぎたいと考えている。図書館、自然資料館、環境保全課などが関係すると思うが、どこがそういう情報を管理するのか。

(事務局)

生物多様性地域戦略の中でネットワークづくりを検討してきた。図書館や資料館との連携もそのひとつであり、そういう情報の管理ということも協議していきたい。

(会長)

市民とのネットワークもしっかりと築いていくようお願いしたい。本日の報告は中間報告なので、引き続き答申に向けて部会での審議をお願いしたい。

● 諮問事項1「岸和田市環境保全条例に基づく指定事業所の一部見直しについて」

(会長)

諮問事項1点目の「岸和田市環境保全条例に基づく見直しについて」事務局より説明をされたい。

〔事務局より説明〕

(会長)

ただいまの説明に対して意見・質問ないか。

(委員)

岸和田の指定事業所の状況を教えてほしい。

(事務局)

ありません。

(委員)

過去にもなかったのか。

(事務局)

ありましたが、現在はありません。

(会長)

法制度の状況、現状の指定事業所の状況に即して、条例の指定事業所の部分を見直すということであつた。

(委員)

問題ないのではないか。

(会長)

状況に即して見直しをすることについて、審議会として問題ないと意見したいと思いが如何か。

<「異議なし」との声あり>

(会長)

それでは、問題なしとして意見する。

● 諮問事項２「岸和田市環境保全条例に基づく汚水に係る規制基準（排出基準）に係る項目の許容限度の見直しについて岸和田市環境保全条例の一部見直しについて」

（会長）

続いて諮問事項２点目「岸和田市環境保全条例に基づく汚水に係る規制基準（排出基準）に係る項目の許容限度の見直しについて」の審議に入る。事務局より説明をされたい。

〔事務局より説明〕

（会長）

カドミウムにかかる国の環境基準が 0.003mg/L に見直されたことを踏まえて、排出基準を見直そうとしている。これについて意見・質問はないか。

（委員）

カドミウムの排出基準にかかわる事業所は何社あるか。

（事務局）

特定事業所として２事業所ある。

（委員）

法の規制には従わなければならないが、民間事業所にとって設備投資をはじめ自助努力に限界がある。

（委員）

カドミウムについては企業水道も関連がある。岸和田の上水はほとんど府営水道から供給されているのか。水源として各家庭で保有するものを除く。

（事務局）

市が保有する流木浄水場は深井戸から採水しているが、市内には府条例が規定する上水道水源地域はない。上水のほとんどが府の事業団から供給されている。

（委員）

基準が変更されたことについては周知することが重要である。排出基準の改定にあたっては周知を図られたい。

（委員）

先ほど説明のあった２４年度環境白書４３ページでは、カドミウムの環境基準として 0.003mg/L が適用されている。これは条例に基づく環境基準ではなく、環境審議会なりの基準として書いていると思うが、既に河川では環境基準を下回っている。

（事務局）

法改正にあわせて白書では 0.003mg/L を用いている。今回は条例の改正について検討願いたい。

（委員）

つまり、このリストは次の基準値を書いている。条例の基準に変えた場合、特定事業所では排水を特定してこの値を用いるということか。

（事務局）

そのとおりです。

(会長)

WHOの食品規格委員会による基準設定があり、その後国内の食品安全委員会で基準設定されたことが法改正のきっかけであると思うが、その背景は何か。

(委員)

長期的にカドミウムを摂取すると人体に蓄積され健康に影響があるという考えに基づいてではないか。

(委員)

不確かなところもあるが、ダイオキシン法自体そこから出てきて、その後情報が集まってきての基準設定となった。

(会長)

基本的には長期暴露の問題があり、危険情報の積み重ねによって、今回より安全な基準を用いようという国際的、国内的流れが生まれ、環境基準が見直され条例の改正につながったということだ。

(委員)

0.003mg/Lは希釈されたあとの数値と思われるが、特定事業所から排出された排出液そのものを規制する値なのか。

(事務局)

特定事業場から排出された液そのものについては、環境基準を10倍した値0.03mg/Lを基準としている。

(委員)

それはどこに記述されているのか。

(事務局)

0.03mg/Lの数値を記述していない。環境基準を10倍した値ということで表記している。

(委員)

具体的な変更箇所を示さないとわかりにくい。

(委員)

もう一度確認します。環境基準が0.003mg/Lなので、排水基準を0.03mg/Lにしたいということなのか。

(事務局)

環境基準の10倍の値、0.03mg/Lを排水規制基準としたい。

(委員)

条例のどの箇所を変えるのか。

(事務局)

環境保全条例の排出基準0.1mg/Lを0.03mg/Lにしたい。

(委員)

改正しようとする条例をどう変えたいかを示す必要がある。

(委員)

資料に環境基準と排出基準の二つの言葉と数値が出てきており、諮問の主旨が伝わりにくい。もう少し資料を整理すべきであった。

(委員)

府の基準はまだ変わっていないのか。資料では0.1mg/Lとなっている。

(事務局)

府では現在パブリックコメント手続をしており、終了後、議会に改正案を上程する予定である。

(委員)

市としては、この審議会の答申を受けて、議会に上程するということか。

(事務局)

そのとおりだ。

(会長)

二人の委員から指摘のあったとおり、今後は事務局案として現状の条例の排出基準をどう改正するか提示の方がより明確であるということを踏まえて答えていきたい。委員の皆様には主旨を理解いただけたと思う。有害物質にかかるカドミウムの排出基準を0.03mg/Lにするということについて承認してよいか。

<「異議なし」との声あり>

(会長)

排出基準を0.03mg/Lに改正するという主旨で、私と事務局とで文書にまとめて審議会の答申とする。本日の諮問事項については全て終了した。

●その他

(会長)

その他ということで、本日の報告事項も含めて改めて意見があればお願いしたい。

(委員)

資料がわかりにくかった。資料番号の重複が多い。資料についての説明も不足している。次回から十分整理してほしい。

(事務局)

わかりやすい資料の提示に努める。

(副会長)

環境白書32ページの光化学オキシダントについて驚くべき数値が出ている。表では昼間の年平均値として示されているが、20年度までの数値は基準を大きく上回る値である。21年度から数値が急激に下がっていることから、20年度までは誤って最大値を載せていると予想される。これを公開するのは大きな問題である。

(事務局)

内容を確認し、誤りを正したい。

(委員)

地球環境問題に寄与するということで、砂苔という植物を自動車の屋根に載せている。これによりクーラーの使用が減らせる。一般的には建物の屋根に載せるもので、市内の小学校や幼稚園にも砂苔を提供している。この取り組みに参加を希望する方がいれば、援助協力したい。

(委員)

全国的な取り組みになっているのか。

(委員)

全国的に屋上緑化として取り組まれているが、自動車の屋根に載せるのは初めてだと思う。砂苔は水やりを必要としない。雨水だけで十分育つ植物である。

(委員)

里山保全活動数が143回と非常に多い。

(事務局)

神於山の保全活動に複数の団体が取り組んでいて、各団体の活動回数の累計になっている。

(委員)

施策の状況の中で、生活排水の適正処理の割合が24年度目標100%に対して87.6%にとどまっている理由は何か。

(事務局)

生活排水を下水道と浄化槽で処理されたことをもって適正処理としているが、下水道普及地域で下水道に接続していない世帯や浄化槽がありながらし尿のみしか処理していない世帯が多く存在しているためである。

(会長)

その他事務局から何かないか。

(事務局)

本日、中島部会長から生物多様性地域戦略の中間報告があったが、部会での審議を経て戦略がまとめられ次第、改めて審議会を開き答申をいただきたいと思う。日程が決まり次第案内する。

(会長)

本日予定していた議事のすべてを終了した。資料に不備があったことをお詫びする。今後は事務局とよく協議し、わかりやすい資料の提供に努めたい。それでは事務局にお返しする。

(事務局)

以上で本日の審議会を終了する。

以上